

平成26年度小田原市職員採用試験案内

[育児休業代替任期付職員] 一般事務、保育士・幼稚園教諭

育児休業代替任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規職員です。

- ◎任期は、育児休業取得者の育児休業期間に応じて決定されますが、おおむね1～2年程度となる予定です。
- ◎採用試験合格者は、採用名簿に登録され、育児休業取得者の状況により、平成26年9月1日以後に順次採用となります。
- ◎ただし、採用試験に合格しても、育児休業取得者が想定よりも少なかった場合、採用されないこともあります。

1 試験区分、受験資格及び採用予定人員

試験区分	受験資格(※1)	採用予定人員
一般事務 [育児休業代替任期付]	昭和32年4月2日以降に生まれ、民間企業等における職務経験が5年以上あり、パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理など)ができるかた(※2)	若干名
保育士・幼稚園教諭 [育児休業代替任期付]	昭和32年4月2日以降に生まれ、保育士・幼稚園教諭両方の資格を有し、保育士又は幼稚園教諭の職務経験が3年以上あるかた(※3)	若干名

※1 (1) 次のいずれかに該当するかた(地方公務員法第16条の規定に該当するかた)は、受験できません。

- ア 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 小田原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 外国籍のかたも受験できます。ただし、平成26年9月1日において就職が制限される在留資格の人は、採用されません。

※2 常勤の職員として民間企業等に勤務した経験が5年以上あるかたが対象となります。複数の民間企業等に勤務した経験(1年以上継続したものに限る。)があり、通算の経験が5年以上あるかたも対象に含みます。

※3 常勤の保育士又は幼稚園教諭として、保育所又は幼稚園に勤務した経験が3年以上あるかたが対象となります。複数の保育所又は幼稚園に勤務した経験があり、通算の経験が3年以上あるかたも対象に含みます。

2 試験の期日及び場所

	試験内容	試験期日	試験場所
第1次試験	個別面接	7月26日(土)	小田原市役所
第2次試験(第1次試験合格者)	個別面接・適性検査	8月17日(日)	

3 申込方法 必ず次の手順で手続1・手続2の両方を行ってください。

手続1 電子申請・届出システムからの申込

<小田原市のホームページ> → <トピックス>から「小田原市職員採用試験の案内」を参照し、電子申請・届出システムから、申込みを行ってください(利用者IDの登録は不要です。)

携帯電話、スマートフォン等をご利用のかたは、2ページの2次元コードをご利用ください。

[手続1] 受付期間 平成26年6月16日(月)午前9時から7月4日(金)午後5時まで

手続2 申込書の提出

(1) 提出書類を郵送又は持参してください。

- ・郵送あて先 〒250-8555 小田原市荻窪300番地 小田原市企画部職員課人事研修係あて
※「採用試験申込書在中」と記載の上、「普通郵便」又は「特定記録郵便」で郵送してください。
- ・持参する場合の提出受付場所は、市役所3階職員課(赤通路)です。

(2) 提出書類

- ・申込書(本人自筆、署名、写真貼付[申込日前3か月以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm、上半身、脱帽、正面向き]、指定の用紙又は指定様式を両面印刷[A4サイズ]したもの)

- (3) 申込書は、市役所職員課（3階）のほか、総合案内（2階）、守衛室（1階）、消防本部、タウンセンター、支所・連絡所、窓口コーナーで配付しています。また、小田原市のホームページからダウンロードもできます。

[手続2] 受付期間

郵送の場合：7月3日（木）消印有効

持参の場合：6月16日（月）から7月4日（金）まで（土、日、祝日を除く）

の午前8時30分から午後5時まで

4 適性検査の内容

能力適性検査	職務に求められる基礎的な能力を測定する検査です。事前の公務員試験対策を必要としない内容です。
性格適性検査	職務行動に関する性格的な特徴を測定する検査です。人物理解を深めるための資料とします。

5 試験結果の開示

試験の結果については、小田原市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、受験者本人の口頭による開示の請求ができます。電話連絡の上、市役所開庁時間内に、受験者本人が受験票又は顔写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参し、直接職員課（3階・赤通路）までおいでください。

- (1) 口頭による開示の請求ができる項目 適性検査の得点等
- (2) 口頭による開示の請求ができる期間 合否の発表の日から1月間
- (3) 開示の方法 閲覧

6 給与

育児休業代替任期付職員の初任給は、185,800円となります。

このほかに、地域手当（給料と扶養手当の3%）、住居手当（30,000円以内）、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当（6月と12月に支給）、扶養手当などが、それぞれの支給条件に応じて支給されます。なお、これらの額は、給与改定に伴い変更になる場合があります。

7 勤務条件

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) 休暇 年次休暇年間20日付与（採用1年目は採用月により日数が変わります。）、特別休暇、介護休暇など

8 採用後の主な職務内容と配属部署

〔一般事務〕市税の賦課徴収、住民票発行等の窓口業務、災害対策やごみ問題等の市民生活関連、生活保護や子育て支援等の福祉関連、教育に関する業務など、一般行政に関するあらゆる事務に従事します。

〔保育士・幼稚園教諭〕保育士として各保育園に、又は幼稚園教諭として各幼稚園に配属されます。

9 平成25年度試験結果（参考）

※育児休業代替任期付

試験区分	試験受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数
一般事務	23	14	11
保育士・幼稚園教諭	5	4	3

10 注意事項

- (1) 書類不備の場合は、受け付けません。特に受験資格に係る項目の記載もれには注意してください。
- (2) 申し込みを受け付けたかたに受験票を発送しますが、7月18日（金）までに受験票が到着しない場合には、7月22日（火）までにお問い合わせください。
- (3) 第1次試験の受験案内については、受験票に記載してあります。
- (4) 受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (5) 試験日時や会場、試験内容等は予定ですので、変更する場合があります。

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地
 小田原市役所 企画部 職員課 人事研修係（3階・赤通路）
 電話 0465(33)1241
 ホームページ <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/saiyou.html>



携帯版



その他（スマートフォン等）

※一部の端末ではご利用いただけない場合があります。